

浦 議 第 1 7 1 号

平成24年 3月29日

議 員 各 位

議長 辻 田



各団体の総会等参加に伴う会費について（通知）

このことについて、新年度を迎えるにあたり、各団体からの総会等の案内が多々あると存じますが、会費等の支出にあたっては公職選挙法第199条の2（公職の候補者等の寄附の禁止）に抵触することのなきよう下記の点に特段のご留意を願います。

記

- ①御祝として金品を渡す。
- ②会費以上の金額の支出。
- ③飲食を伴う懇親会が設けられ会費の表示がない場合、社会通念上妥当な金額以上の支出。